

1. 位置情報の法的位置づけ
 - 1-1. 日本における位置情報
 - 1-2. EUにおける位置情報
 - 1-3. 米国における位置情報

2. 匿名化と仮名化
 - 2-1. GDPRにおける匿名化と仮名化
 - 2-2. 匿名加工情報
 - 2-3. 何のために匿名化や仮名化を行うのか

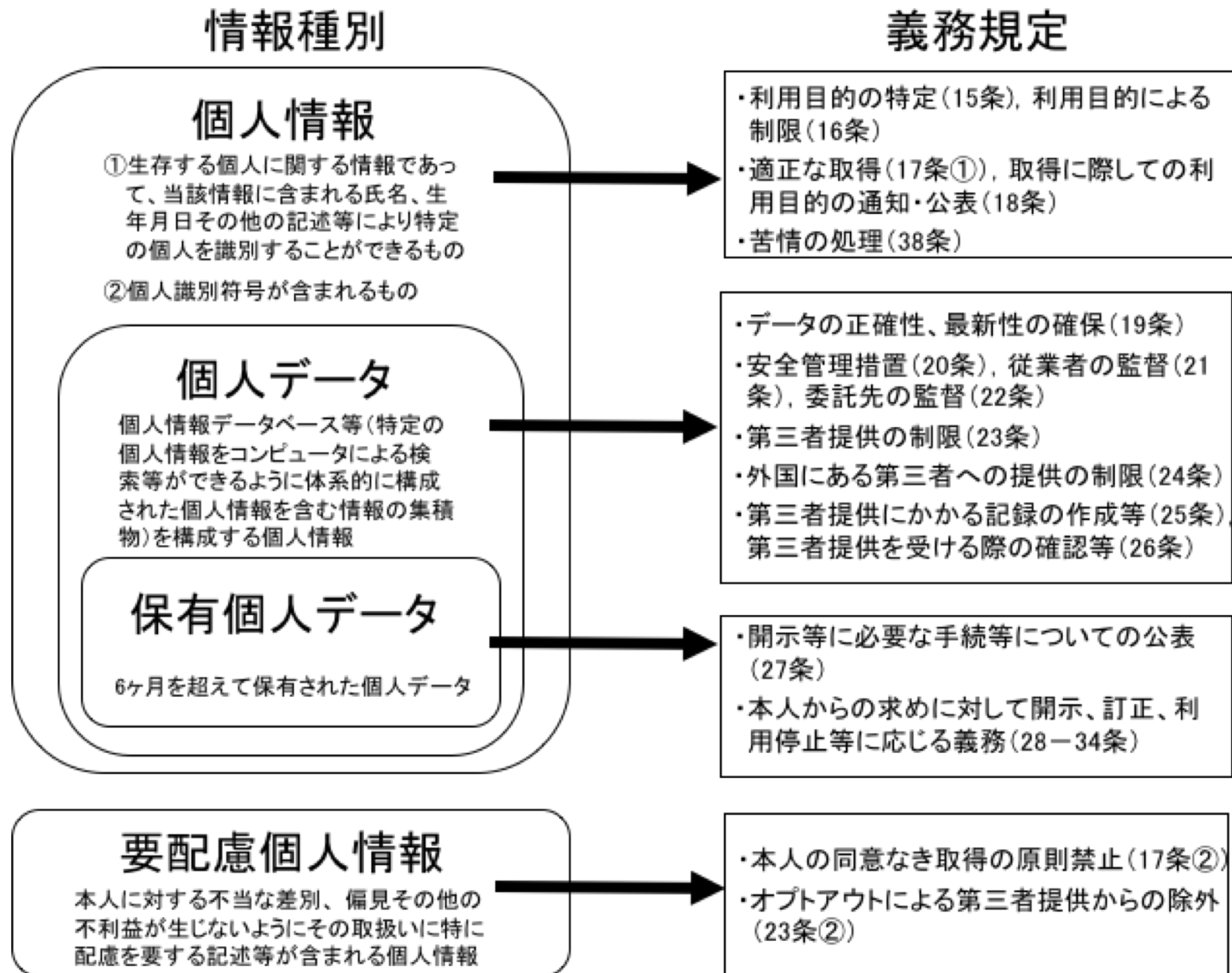
3. 位置情報に関する課題
 - 3-1. 多様化する利用
 - 3-2. 対象事業者
 - 3-3. 捜査機関によるアクセス

位置情報の保護に関する法令

		一般	ネットワーク	備考
EU	根拠法	GDPR	eプライバシー指令	eプライバシー規則案
	対象	データ管理者	電気通信事業者	
米国	根拠法	FTC法5条	通信法	FTCレポート
	対象	B2C事業者	コモン・キャリア	
日本	根拠法	個人情報保護法	電気通信事業法	スマホアプリ事業者GL
	対象	個人情報取扱事業者	電気通信事業者	

1. 位置情報の法的位置づけ

1-1. 日本における位置情報（個人情報保護法）



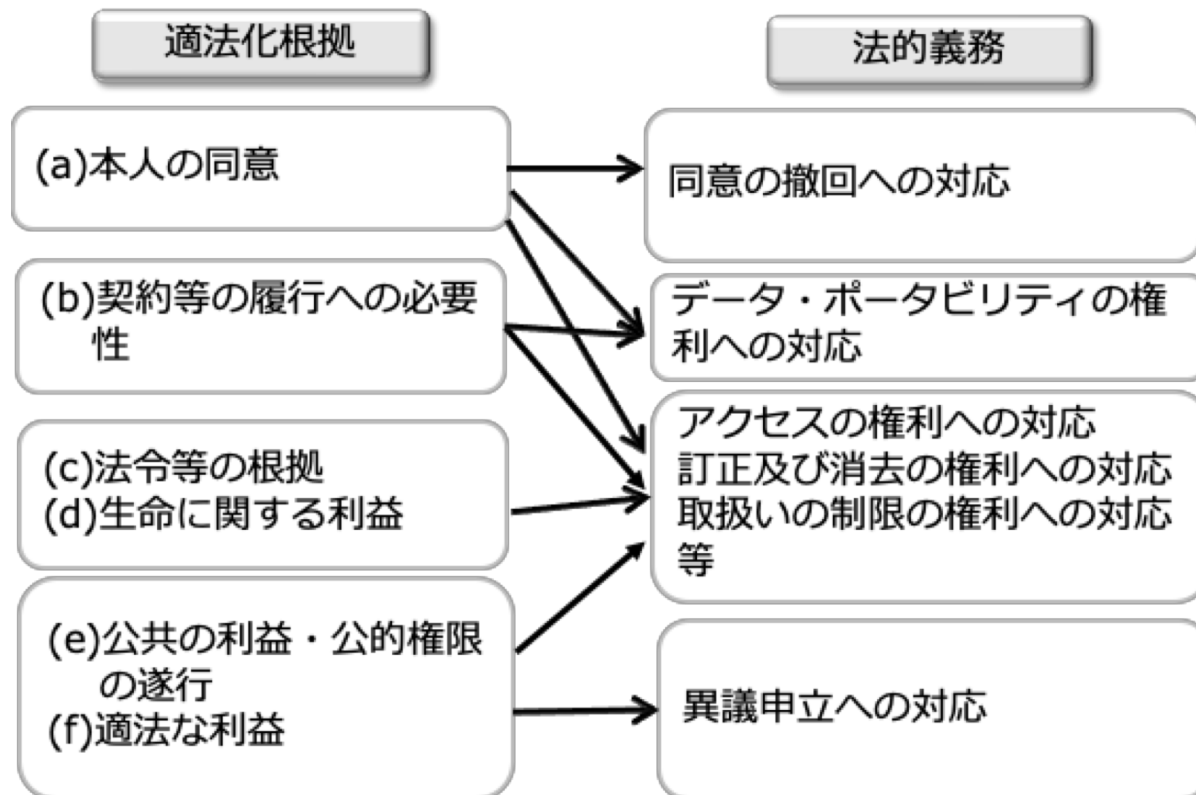
出典：小向太郎「情報法入門(第4版)デジタル・ネットワークの法律」NTT出版(2018年)

1-1. 日本における位置情報(電気通信事業法)

- 通信の秘密
 - － 個別の通信を行った基地局の位置情報
- プライバシー保護の要請が強い情報
 - － 位置登録情報： 端末所在地を基地局単位等で把握する情報
 - － GPS位置情報： GPS機能により取得する情報

1-2. EUにおける位置情報(GDPR)

- 「個人データ」とは、識別された又は識別可能な自然人に関する情報。特に、氏名、識別番号、**位置データ (location data)**、オンライン識別子**のような識別子を参照することによって**、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、**直接的又は間接的に、識別されうる者**(第4条(1))



1-2. EUにおける位置情報（eプライバシー指令）

○ 定義

- － 電気通信網または電子通信サービスにおいて処理される情報であり、公衆電気通信サービスのユーザ端末機器の地理的な位置を示す情報

○ 利用が許される場合

- － 匿名化されている場合
- － （通信サービス以外の）付加価値サービスの提供のために必要であり、その範囲及び期間に関して、利用者が同意をしている場合

○ 同意に付随する義務

- － 位置情報の種類、利用目的、処理期間、データの第三者提供の有無について、同意取得に先立って、利用者・加入者に通知（第9条第1項）
- － シンプルな手段によって無料で、当該ネットワークへの接続や電子通信の伝送が行われるたびに、これらの情報の処理をいつでも拒否することを常に可能にしておかなければならない（第2項）
- － サービス提供目的に必要なものに限定（第3項）。

1-3. 米国における位置情報（FTC法）

- 「商業活動において行われるまたは経済活動に影響する不公正または欺瞞的行為または実務は違法である」（FTC法第5条(a)）
- 「子供に関するデータ、金融情報と健康情報、社会保障番号、および一定の位置情報は、少なくともセンシティブデータである」（FTCレポート「急速な変化の時代における消費者プライバシー保護」）

顧客情報のプライバシー (47 U.S. C. § 222)

(a) 一般規定

全ての電気通信事業者は、他の電気通信事業者（電気通信事業者が提供する通信サービスを再販売する電気通信事業者を含む）、機器製造事業者、および顧客に関連する情報であって、これらの者に帰属する情報の秘密を、保護する義務を負う。

(中略)

(c) CPNI（顧客に帰属するネットワーク情報）の秘密保護

法に基づく要請または顧客の同意がある場合を除き、電気通信サービスの提供にともないCPNIを受信または取得する電気通信事業者が、特定個人を識別しうるCPNIを利用、開示、またはアクセス可能にすることができるのは、（A）そのような情報が生成された電気通信サービス、（B）そのような電気通信サービスの提供に必要であるか、提供の過程で利用されるサービス（電話帳の発行を含む）、のいずれかを提供するためである場合に限られる。

○ 対象

－ブロードバンドインターネット接続サービス

○ 規則の採択 (2016.10.27)

－位置情報利用のオプトイン「金融情報、健康情報、社会保障番号、正確な位置空間情報、子供に関連する情報、通信内容、Web閲覧やアプリケーションの利用履歴等を、機微性に見合った選択権を顧客に確保すべき情報と位置づける」(FCC「ブロードバンド等通信サービス顧客情報保護規則」2016.10.27.)

○ 規則の撤廃 (2017.4.3)

－議会審査法 (the Congressional Review Act, 5 U.S.C. §802) に基づく撤廃決議が連邦議会の上下院で可決

2. 匿名化と仮名化

2-1. GDPRにおける匿名化と仮名化

○ 匿名化

- データ主体（本人）を識別できないようにすることを指し、匿名化されたデータは個人データに該当せず、GDPRの対象にならない（前文（26）項）
- その情報から、**ある個人一人が選出されることがありえない**場合にのみ、匿名化された情報と認められる。
- それぞれの情報が一人の個人と実質的に対応している限り、このような状態にすることは、現実にはかなり困難

○ 仮名化

- 当該追加情報が別に管理され、個人データを識別され又は識別され得る自然人に帰属させないことを保障するための技術的及び組織的措置に服することを条件に、**追加情報を利用しないと、個人データをもはや特定の本人に帰属させることのできない**態様による個人データの処理（第4条（5）項）

○ 定義

- － ①特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、②当該個人情報を復元できないようにしたもの
- － いかなる方法を持ってしても、絶対に特定の個人を識別できないこと、特定の個人を復元できないことまでを要求するものではない

○ 個人情報保護委員会の「補完的ルール」

- － EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、個人情報取扱事業者が、加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る)をいう)を削除することにより、匿名化された個人を**再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り**、法第2条第9項に定める匿名加工情報とみなすこととする

2-3. 何のために匿名化や仮名化を行うのか

- 日本における匿名化の議論は個人情報該当性に集中する傾向がある
- 米国では、匿名化・仮名化によって軽減すべき義務がなく、安全管理措置としての側面が強い
- EUにおける匿名化・仮名化は、個人情報該当性だけでなく、多面的に評価される

	日本	米国	EU
個人情報該当性	◎	△	○
安全管理措置	△	○	○
正当化事由	X	X	○
消去・利用停止	X	X	○

2. 位置情報に関する課題

3-1. 多様化する利用

- インターネット端末：PC、スマートフォン、タブレット、ゲーム機等
- 車：カーナビ、制御装置（自動運転、電気自動車）、遠隔操作等
- カメラ：監視カメラ、デジカメ等
- その他：ポイントカード、POSレジ、ICカード、RFID、自動改札等

3-2. 対象事業者

	個人情報取扱事業者	ネットワーク事業者	備考
EU	本人の同意または正当化事由（法定の利用，公共の利益，適法な利益等）同意の撤回等を保障	サービス提供や課金等のために必要がなくなった場合の匿名化または消去の義務	eプライバシー規則案（適用対象を電子メールやオンラインメッセージング・サービスに拡大）
米国	不公正または欺瞞的な行為または慣行の禁止	法に基づく要請または顧客の同意	FTCレポート（位置情報全般に同意取得を推奨）
日本	利用目的の通知・公表，適正取得，本人同意なき第三者提供の原則禁止等	本人の同意または正当化事由（正当業務行為，緊急避難等）	スマホアプリ事業者に対するガイドライン（同意取得等の推奨）

3-3. 捜査機関によるアクセス

	米国	日本
GPS装置の装着	United States v. Jones, 565 U.S. (2012). 物理的侵入	最判平成29年3月15日 私的領域への侵入
携帯電話の位置情報	CARPENTER v. UNITED STATES いわゆる第三者法理を否定	総務省ガイドライン 令状に従う場合に限定
顧客データベース一般	裁判所命令等 要件の緩やかな裁判所命令等による場合も多い	捜査関係事項照会書 個人情報保護法第23条1項1号

- 第三者に対する任意捜査が違法となる場合
 - 実質的に強制処分に当たる（米国：第4修正，日本：憲法35条）
 - 特別の立法がある（通信の秘密，各種守秘義務等）